

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係

（注） を付した部分は改正関係部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第31条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）関係</p> <p>（措置法第31条の2第2項第7号の「宅地の造成」の意義） 31の2-11、都市計画法第29条若しくは同法附則第4項の許可又は土地区画整理法第4条第1項若しくは第14条第1項若しくは<u>第3項</u>の認可を受けて行われる宅地の造成が、.。</p> <p>措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>（収用等又は換地処分等があった日） 33-7。 (1)。 (2)又は土地改良法第54条第1項（換地処分）（<u>緑資源公団法第22条の4（土地改良法の準用）</u>）において準用する場合を含む。）の規定による換地処分があった場合又は土地改良法第54条第4項（<u>緑資源公団法第22条の4</u>において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告のあった日の翌日 (3)農業振興地域の整備に関する法律、<u>緑資源公団法</u>又は農</p>	<p>措置法第31条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）関係</p> <p>（措置法第31条の2第2項第7号の「宅地の造成」の意義） 31の2-11、都市計画法第29条若しくは同法附則第4項の許可又は土地区画整理法第4条第1項若しくは第14条第1項の認可を受けて行われる宅地の造成が、.。</p> <p>措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p>（収用等又は換地処分等があった日） 33-7。 (1)。 (2)又は土地改良法第54条第1項（換地処分）の規定による換地処分があった場合又は土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日 (3)農業振興地域の整備に関する法律又は農住組合法による</p>

改 正 後	改 正 前
<p>住組合法による交換分合が行われた場合 農業振興地域の整備に関する法律第13条の5((土地改良法の準用))、<u>緑資源公団法第22条の5((土地改良法の準用))</u>並びに農住組合法第11条((土地改良法の準用))</p> <p>(4)</p> <p>措置法第34条の2 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)) 関係</p> <p>(土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2-13、当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項((施行の認可))又は第14条第1項若しくは第3項((設立の認可))に規定する認可の申請があった日の属する年の</p> <p>(特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲) 34の2-22、措置法令第22条の8第18項第2号に規定する要件のすべてを満たす<u>同意</u>基本構想に係る事業に該当し、 この場合において、当該事業に係る<u>同意</u>基本構想が措置法令第22条の8第18項第2号の (1)、当該<u>同意</u>基本構想に係る事業(当該<u>同意</u>基本構想に係る事業において) (2)、当該<u>同意</u>基本構想に係る事業において</p>	<p>交換分合が行われた場合 農業振興地域の整備に関する法律第13条の5((土地改良法の準用))並びに農住組合法第11条((土地改良法の準用))</p> <p>(4)</p> <p>措置法第34条の2 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)) 関係</p> <p>(土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2-13、当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項((施行の認可))又は第14条第1項((設立の認可))に規定する認可の申請があった日の属する年の</p> <p>(特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲) 34の2-22、措置法令第22条の8第18項第2号に規定する要件のすべてを満たす<u>承認</u>基本構想に係る事業に該当し、 この場合において、当該事業に係る<u>承認</u>基本構想が措置法令第22条の8第18項第2号の (1)、当該<u>承認</u>基本構想に係る事業(当該<u>承認</u>基本構想に係る事業において) (2)、当該<u>承認</u>基本構想に係る事業において</p>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条 ((特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)) 関係</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10 (.、同項第2号に規定する農業委員会が適当であると認める場合にあっては、10倍。)。</p> <p>(「産業業務施設として使用されている建物」の判定) 37-11の12 (.以下<u>37-11の13</u>までにおいて . . .)。</p> <p>(「建築面積」及び「床面積」の意義) 37-13の7、第21項及び措置法規則第18条の5第1項に規定する「床面積」は、。</p> <p>(表の第19号又は第20号の上欄に規定する個人に該当するかどうかの判定時期) 37-13の13。</p> <p>(買換えの証明書の添付) 37-30、措置法規則第18条の5第7項及び第9項((買換え証明書))に掲げる資産についての買換えの規定。</p>	<p>措置法第37条 ((特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)) 関係</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10 (.、同項第2号に規定する農業委員会が適当であると認める場合及び同項第3号に規定する措置法第37条第1項の表の第10号の買換えの場合にあっては、10倍。)。</p> <p>(「産業業務施設として使用されている建物」の判定) 37-11の12 (.以下<u>37-11の11</u>までにおいて . . .)。</p> <p>(「建築面積」及び「床面積」の意義) 37-13の7、第21項及び措置法規則第18条の5第1項及び第2項に規定する「床面積」は、。</p> <p>(特別中小企業者等に該当するかどうかの判定時期) 37-13の13。</p> <p>(買換えの証明書の添付) 37-30、措置法規則第18条の5第8項及び第10項((買換え証明書))に掲げる資産についての買換えの規定。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の3 ((買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)) 関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1</p> <p>なお、. 同表の第11号の下欄に掲げる資産又は第19号の下欄に掲げる資産 (.)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第37条の13 ((特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)) 関係</p> <p>(措置法令第25条の12第11項に規定する「特定残株数」)</p> <p><u>37の13-1</u> 措置法令第25条の12第11項に規定する「特定残株数」は、特定中小会社(措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社をいい、当該特定中小会社であった株式会社を含む。)が発行した株式に係る上場等の日の前日においては、措置法令第25条の12第13項に規定するところにより、当該上場等の日から同日以後1年を経過する日までの期間内においては、同条第20項に規定するところによるのであるから留意する。</p> <p>したがって、特定株式(措置法第37条の13第1項に規定する特定株式を</p>	<p>措置法第37条の3 ((買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)) 関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1</p> <p>なお、. 同表の第10号若しくは第11号の下欄に掲げる資産又は第19号の下欄に掲げる資産 (.)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いう。以下次項までにおいて同じ。)を払込みにより取得した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下次項において「居住者等」という。)が、当該上場等の日以後1年以内に、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合において、これらの株式(以下次項において「同一銘柄株式」という。)のうち措置法令第25条の12第20項に規定する取得期間内に払込みにより取得した特定株式がないときには、同項に規定するところにより同条第11項に規定する「特定残株数」はないこととなるので、措置法第37条の10第2項の規定の適用に当たり、当該譲渡された株式の所有期間を判定する場合には、37の10-4に定めるところによることとなる。</p> <p><u>(公開特定株式に該当するかどうかの判定)</u></p> <p><u>37の13-2 措置法第37条の13第10項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成12年4月1日から上場等の日(同項に規定する上場等の日をいう。以下この項において同じ。)の3年前の日の前日(同日が平成17年4月1日以後の日であるときは、同年3月31日)までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、その上場等の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が3年を超えるものをいう(以下この項において当該特定株式を「公開特定株式」という。)のであるが、居住者等が公開特定株式を取得している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式のうちの一部を譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)したときの当該譲渡した株式が公開特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超える場合には、当該上場等の日から同日以後1年を経過する日までの期間内における特定残株数は、当該超える数を当該特定残株数から控除した数とされ、この場合の当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超えない場合には、当該上場等の日から同日以後1年を経過する日までの特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。</u></p> <p>措置法第37条の13の2 ((株式交換又は株式移転に係る課税の特例))関係</p> <p>(利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等の取扱い)</p> <p><u>37の13の2-1 措置法第37条の13の2第1項に規定する特定子会社(以下次項までにおいて「特定子会社」という。)の株主である個人が同項に規定する株式交換等(以下次項までにおいて「株式交換等」という。)により同項に規定する特定親会社(以下次項において「特定親会社」という。)から交付を受けた「金銭及び資産」(当該株式交換等により割当てを受けた新株を除く。)の額のうち、当該特定子会社の株主に対する利益の配当として交付された金額がある場合には、当該「金銭及び資産」の額は、当該利益の配当として交付された金額を控除して計算するものとする。</u></p> <p><u>(注)当該利益の配当として交付された金額は、当該特定子会社の株主である個人の配当所得になるのであるから留意する。</u></p> <p>(株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い)</p> <p><u>37の13の2-2 措置法第37条の13の2第1項の規定を適用する場合において、特定親会社が、株式交換等に際し、特定子会社の株主に割り当てる新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代金を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対し</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>てその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたものとして取扱う。</u> <u>なお、この場合において当該特定子会社の株主であった個人に割り当てられた1株未満の株式に相当する新株については同条第2項の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10又は第37条の12の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>措置法第39条 ((相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)) 関係</p> <p><u>(同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係)</u> 39-20 <u>譲渡所得の基因となる株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。以下この項において同じ。)を相続等により取得した個人が、当該株式と同一銘柄の株式を有している場合において、措置法第39条第1項に規定する特例適用期間内に、これらの株式の一部を譲渡したときには、当該譲渡については、当該相続等により取得した株式の譲渡からなるものとして、同項の規定を適用して差し支えない。</u></p>	<p>措置法第39条 ((相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)) 関係</p> <p>(新 設)</p>